平成２２年（フ）第１６７８６号
東京都世田谷区赤堤４丁目11―16―302
破産者　金丸芙美恵
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０１号
埼玉県川口市大字峯1173―４―101
破産者　村井　茂幸
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０４号
東京都昭島市中神町1159―13―103
破産者　松本　昌泰
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０５号
埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼615―１
エクセル大宮東３番館311
破産者　諸冨　祐紀
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０６号
埼玉県所沢市大字下安松569―３
破産者　梅原　恒雄
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０７号
東京都昭島市美堀町４丁目11―１―102
破産者　佐々木信次
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０９号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目10―11―522
破産者　石川美代子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３１０号
東京都稲城市向陽台６丁目９―４―510
破産者　田中　裕子（旧姓熊谷）
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３３４号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目31―３―803
破産者　山本　照夫
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３９１号
東京都八王子市平町272―１―Ａ―101
破産者　荒川　俊昭
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３９５号
千葉県松戸市千駄堀1581―104
破産者　小林　義之
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４０７号
東京都練馬区早宮２丁目10―33―104
破産者　二反田　薫
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３３号
東京都練馬区大泉町３丁目30―８
破産者　岩井喜一郎
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４６６号
東京都墨田区江東橋３丁目５―19―1102
破産者　飯尾　誠大
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４７２号
東京都町田市金森516―１　第９都営金森２―101
破産者　森美恵子こと　金　ミエ子
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４９８号
千葉県船橋市高根台６丁目23―５
破産者　我妻　芳惠
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３４４号
群馬県伊勢崎市境新栄10番地13
破産者　小澤　孝志
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３４５号
群馬県伊勢崎市境新栄10番地13
破産者　小澤　里美
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５５２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町2687番地２、破産手続開始決定時の住所群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町845番地２
破産者　新井　明実
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県養父市八鹿町宿南1068番地
破産者　西村　慶司
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
埼玉県草加市瀬崎町865番地２
破産者　中山　朱美（旧姓サマン）
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係